

別表（第2条関係）

補助事業名	新型コロナウイルス感染症対策事業（入院病床の確保）																										
補助事業の目的	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)等に基づき新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床を確保する。																										
補助事業の対象となる者	県が指定した協力医療機関																										
補助事業の対象となる経費	新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保に必要な経費（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金交付要綱による）																										
補助率	10/10																										
補助金の額	<p>補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>下表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">1 区分</th> <th style="width: 80%;">2 基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">空床確保及び休床に係る経費</td> <td> <p>○県が指定した協力医療機関 (疑い患者及び陽性患者専用の個室を設定し受け入れる医療機関)</p> <p>病床確保料は【単価1】のとおりとする。また、即応病床使用率(前3ヶ月間)が県の平均の30%を下回る医療機関については、【単価2】のとおりとする。なお、病床の機能と患者像に乖離があるなど地域の事情によりやむを得ないと県が判断した場合は、この限りではない。</p> <p><b>【単価1】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">稼働病床の病床確保料</th> <th style="width: 50%;">休止病床の病床確保料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ICU病床：301,000円/日</td> <td>ICU病床：301,000円/日</td> </tr> <tr> <td>HCU病床：211,000円/日</td> <td>HCU病床：211,000円/日</td> </tr> <tr> <td>その他の病床：52,000円/日</td> <td>療養病床：16,000円/日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の病床：52,000円/日</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【単価2】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">稼働病床の病床確保料</th> <th style="width: 50%;">休止病床の病床確保料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ICU病床：211,000円/日</td> <td>ICU病床：211,000円/日</td> </tr> <tr> <td>HCU病床：148,000円/日</td> <td>HCU病床：148,000円/日</td> </tr> <tr> <td>その他の病床：36,000円/日</td> <td>療養病床：11,000円/日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の病床：36,000円/日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※空床日数は、4月以降に県の要請に基づき新型コロナウイルス感染症患者の受入を行うために病床を確保した日数とする。 ※休止病床の病床確保料の上限額は、即応病床1床あたり2床までICU・HCU病床は4床までとする。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">ただし、予算の範囲内で知事の認めた額</td> </tr> </tbody> </table>	1 区分	2 基準額	空床確保及び休床に係る経費	<p>○県が指定した協力医療機関 (疑い患者及び陽性患者専用の個室を設定し受け入れる医療機関)</p> <p>病床確保料は【単価1】のとおりとする。また、即応病床使用率(前3ヶ月間)が県の平均の30%を下回る医療機関については、【単価2】のとおりとする。なお、病床の機能と患者像に乖離があるなど地域の事情によりやむを得ないと県が判断した場合は、この限りではない。</p> <p><b>【単価1】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">稼働病床の病床確保料</th> <th style="width: 50%;">休止病床の病床確保料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ICU病床：301,000円/日</td> <td>ICU病床：301,000円/日</td> </tr> <tr> <td>HCU病床：211,000円/日</td> <td>HCU病床：211,000円/日</td> </tr> <tr> <td>その他の病床：52,000円/日</td> <td>療養病床：16,000円/日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の病床：52,000円/日</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【単価2】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">稼働病床の病床確保料</th> <th style="width: 50%;">休止病床の病床確保料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ICU病床：211,000円/日</td> <td>ICU病床：211,000円/日</td> </tr> <tr> <td>HCU病床：148,000円/日</td> <td>HCU病床：148,000円/日</td> </tr> <tr> <td>その他の病床：36,000円/日</td> <td>療養病床：11,000円/日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の病床：36,000円/日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※空床日数は、4月以降に県の要請に基づき新型コロナウイルス感染症患者の受入を行うために病床を確保した日数とする。 ※休止病床の病床確保料の上限額は、即応病床1床あたり2床までICU・HCU病床は4床までとする。</p>	稼働病床の病床確保料	休止病床の病床確保料	ICU病床：301,000円/日	ICU病床：301,000円/日	HCU病床：211,000円/日	HCU病床：211,000円/日	その他の病床：52,000円/日	療養病床：16,000円/日		その他の病床：52,000円/日	稼働病床の病床確保料	休止病床の病床確保料	ICU病床：211,000円/日	ICU病床：211,000円/日	HCU病床：148,000円/日	HCU病床：148,000円/日	その他の病床：36,000円/日	療養病床：11,000円/日		その他の病床：36,000円/日	ただし、予算の範囲内で知事の認めた額	
	1 区分	2 基準額																									
空床確保及び休床に係る経費	<p>○県が指定した協力医療機関 (疑い患者及び陽性患者専用の個室を設定し受け入れる医療機関)</p> <p>病床確保料は【単価1】のとおりとする。また、即応病床使用率(前3ヶ月間)が県の平均の30%を下回る医療機関については、【単価2】のとおりとする。なお、病床の機能と患者像に乖離があるなど地域の事情によりやむを得ないと県が判断した場合は、この限りではない。</p> <p><b>【単価1】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">稼働病床の病床確保料</th> <th style="width: 50%;">休止病床の病床確保料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ICU病床：301,000円/日</td> <td>ICU病床：301,000円/日</td> </tr> <tr> <td>HCU病床：211,000円/日</td> <td>HCU病床：211,000円/日</td> </tr> <tr> <td>その他の病床：52,000円/日</td> <td>療養病床：16,000円/日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の病床：52,000円/日</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【単価2】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">稼働病床の病床確保料</th> <th style="width: 50%;">休止病床の病床確保料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ICU病床：211,000円/日</td> <td>ICU病床：211,000円/日</td> </tr> <tr> <td>HCU病床：148,000円/日</td> <td>HCU病床：148,000円/日</td> </tr> <tr> <td>その他の病床：36,000円/日</td> <td>療養病床：11,000円/日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の病床：36,000円/日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※空床日数は、4月以降に県の要請に基づき新型コロナウイルス感染症患者の受入を行うために病床を確保した日数とする。 ※休止病床の病床確保料の上限額は、即応病床1床あたり2床までICU・HCU病床は4床までとする。</p>	稼働病床の病床確保料	休止病床の病床確保料	ICU病床：301,000円/日	ICU病床：301,000円/日	HCU病床：211,000円/日	HCU病床：211,000円/日	その他の病床：52,000円/日	療養病床：16,000円/日		その他の病床：52,000円/日	稼働病床の病床確保料	休止病床の病床確保料	ICU病床：211,000円/日	ICU病床：211,000円/日	HCU病床：148,000円/日	HCU病床：148,000円/日	その他の病床：36,000円/日	療養病床：11,000円/日		その他の病床：36,000円/日						
	稼働病床の病床確保料	休止病床の病床確保料																									
ICU病床：301,000円/日	ICU病床：301,000円/日																										
HCU病床：211,000円/日	HCU病床：211,000円/日																										
その他の病床：52,000円/日	療養病床：16,000円/日																										
	その他の病床：52,000円/日																										
稼働病床の病床確保料	休止病床の病床確保料																										
ICU病床：211,000円/日	ICU病床：211,000円/日																										
HCU病床：148,000円/日	HCU病床：148,000円/日																										
その他の病床：36,000円/日	療養病床：11,000円/日																										
	その他の病床：36,000円/日																										
ただし、予算の範囲内で知事の認めた額																											
適用除外する条項	—																										
その他の事項	令和4年4月1日以降に実施したものに限る。																										

別に定める事項

関係書類	内 容
第3条	(添付書類) 1 所要額調書 (別紙 (1) ) 2 事業計画書 (別紙 (2) ) 3 支出予定額内訳 (別紙 (3) )
	(指定期日) 別に指定する日
第7条第1項	(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に変更を生じないもの
	(軽微な事業内容の変更) 補助事業の目的及び効果に影響を及ぼさないもの
	(添付書類) 第3条の申請書の添付書類に準じる。
	(指定期日) 別に指定する日
第9条第1項	(報告事項等) —
第11条	(添付書類) 1 精算書 (別紙 (4) ) 2 事業実績書 (別紙 (5) ) 3 実支出額内訳 (別紙 (6) )
	(指定期日) 事業完了後30日以内又は事業完了年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日
第19条第1項	(処分制限期間) —